

【ご挨拶】

当法人は、1月、4月、7月、10月の年4回の発行を原則としていますが、今回特にお問合せの多いトピックスについて、臨時号としてご案内させていただきます。

「トピックス」

【雇用保険の適用拡大】

雇用保険法の改正により、平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

会社に必要となる手続きは、

○平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用し、その労働者が雇用保険の適用要件(1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること)に該当する場合

⇒事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」(以下「資格取得届」という。)を提出してください。

○平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

⇒雇用保険の適用要件に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。

事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出してください。

(資格取得届の提出期限は、原則として「被保険者となった日の属する月の翌月10日まで」ですが、当ケースは特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。)

○平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

⇒ハローワークへの届出は不要です(自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。)

★今回の改正で新たに被保険者になる方の保険料は、平成31年度まで免除となります。★

まずは、

①会社に65歳以上の労働者がいるかどうか。

②その労働者が、1週20時間以上働いているか、31日以上雇用見込みがあるか。

③上記どのケースに該当するか。

という手順で確認いただければ、整理ができるかと思えます。

手続きが漏れると、労働者が本来受給できる給付が受けられなくなる場合がありますので注意して下さい。

【社会保険労務士 古田】

【事業承継ガイドラインの改訂】

昨年12月に中小企業庁が「事業承継ガイドライン」の改訂を公表しました。主な内容は、以下の3点です。

(1)事業承継に向けた早期・計画的な取り組みの重要性(事業承継診断の導入)

(2)事業承継に向けた5ステップの提示

(3)地域における事業承継を支援する体制の強化

事業承継診断により、自社の事業承継の必要性を客観的に判断することができます。

また、事業引継支援センターから、ダイレクトメールによる同診断の送付が予定されているようです。

事業承継ガイドラインでは、中小企業経営者の事業承継着手の目安を60歳と明記しています。円滑な事業承継は、中小企業に蓄積されたノウハウや技術といった価値を次世代に受け継ぎ、世代交代によるさらなる活性化を実現します。

経営者の皆様は、一度事業承継について考えてみてはいかがでしょうか？

【職員 松林】

「ひとこと」

トピックスへのご質問は、お気軽に細川総合パートナーズへお問合せ下さい。

今後も、皆様に関連する有益な情報を発信していきますのでご期待下さい。